

令和 6 年

松戸市議会 9 月定例会議案

9 月 2 日 提 出

松 戸 市

目 次

認 定 第 1 号	令和5年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 頁
認 定 第 2 号	令和5年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2 頁
認 定 第 3 号	令和5年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について	3 頁
認 定 第 4 号	令和5年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 頁
認 定 第 5 号	令和5年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5 頁
認 定 第 6 号	令和5年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 頁
認 定 第 7 号	令和5年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7 頁
認 定 第 8 号	令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 頁
認 定 第 9 号	令和5年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9 頁

認定第 1 0 号	令和 5 年度松戸市水道事業決算の認定について	1 0 頁
認定第 1 1 号	令和 5 年度松戸市病院事業決算の認定について	1 1 頁
認定第 1 2 号	令和 5 年度松戸市下水道事業決算の認定について	1 2 頁
議案第 1 1 号	令和 6 年度松戸市一般会計補正予算（第 3 回）	別 冊
議案第 1 2 号	令和 6 年度松戸市介護保険特別会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 1 3 号	令和 6 年度松戸市病院事業会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 1 4 号	令和 6 年度松戸市下水道事業会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 1 5 号	松戸市長期継続契約を締結することができる契約 に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	1 3 頁
議案第 1 6 号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 5 頁
議案第 1 7 号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について	2 0 頁

議案第18号	松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	23頁
議案第19号	字の区域及び名称の変更について	26頁
議案第20号	契約の締結について	30頁
議案第21号	契約の変更について	33頁
議案第22号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	35頁
議案第23号	教育委員会委員の任命について	38頁
議案第24号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	40頁
議案第25号	人権擁護委員候補者の推薦について	41頁

認 定 第 1 号

令和5年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 2 号

令和5年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 3 号

令和5年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 4 号

令和5年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 5 号

令和5年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 6 号

令和5年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 7 号

令和5年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 8 号

令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整
理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市松戸都市計画事業新松戸
駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付け
て議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 9 号

令和5年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書
（別冊）
- 2 令和5年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算審査
意見書（別冊）

認 定 第 10 号

令和5年度松戸市水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市水道事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市水道事業決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市水道事業決算審査意見書（別冊）

認 定 第 11 号

令和5年度松戸市病院事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市病院事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市病院事業決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市病院事業決算審査意見書（別冊）

認 定 第 12 号

令和5年度松戸市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市下水道事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和5年度松戸市下水道事業決算書（別冊）
- 2 令和5年度松戸市下水道事業決算審査意見書（別冊）

議 案 第 15 号

松戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

松戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定める。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

物品を借り入れる契約及び役務の提供を受ける契約に係る業務の安定化並び
に契約事務の効率化を図ることを目的として、長期継続契約を締結することが
できる契約の範囲を拡大するため。

松戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

松戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成１７年松戸市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（長期継続契約を締結することができる契約） 第２条 地方自治法施行令第１６７条の１７の規定による長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号に掲げる契約とする。 (1) <u>電子計算機その他の情報処理に関する機器及びシステム（ソフトウェアを含む。）の賃貸借契約</u> (2) <u>印刷機、電子複写機、電話機器、ファクシミリその他の事務用備品の賃貸借契約</u> (3) <u>車両、医療器具、仮設建物、庁舎及び施設に設置する機器等の物品の賃貸借契約</u> (4) <u>前３号に規定する賃貸借契約の対象となる物品の保守管理及び運用管理業務に係る委託契約</u> (5) <u>機械警備業務に係る委託契約</u>	（長期継続契約を締結することができる契約） 第２条 地方自治法施行令第１６７条の１７の規定による長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。 (1) <u>業務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもので、規則で定めるもの</u> (2) <u>経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約のうち、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもので、規則で定めるもの</u> (削除) (削除) (削除)

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の第２条の規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

議 案 第 16 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 改正前部分及びそれぞれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

[illegible]

の規定による 完了の通知に 対する完了検 査	る法第18条第14項 の規定による完了の通 知に対する完了検査の 項に掲げる区分に応じ、 それぞれ同項金額の欄 に定める額の合計額を 加算した額	の規定による 完了の通知に 対する完了検 査	る法第18条第15項 の規定による完了の通 知に対する完了検査の 項に掲げる区分に応じ、 それぞれ同項金額の欄 に定める額の合計額を 加算した額
	法第7条の3 (略) 完了検査の 第1項の特定建 工程に係る建 築物に関する 完了検査又は 完了の通知に 係る計画に係 る第87条部分 が含まれない 場合 対する完了検 査		法第7条の3 (略) 完了検査の 第1項の特定建 工程に係る建 築物に関する 完了検査又は 完了の通知に 係る計画に係 る第87条部分 が含まれない 場合 対する完了検 査

法第 8 7 条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定による申請に対する完了検査又は法第 8 7 条の 4 において準用する法第 1 8 条第 1 4 項の規定による完了の通知に対する完了検査	(略)	
法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定による申請に対する完了検査又は法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 1 8 条第 1 4 項の規定による完了の通知に対する完了検査	(略)	
4 中間検査申請等手数料		
事務の種類	金額	
法第 7 条の 3 第 1 項の規定による申請に対する中間検査又は法第 1 8 条第 1 7 項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知に対する中間検査	(略)	
5 建築許可等申請手数料		
事務の種類	手数料の名称	金額
1 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は法第 1 8 条第 2 4 項第 1 号若しくは第 2 号(法第 8 7 条の 4 又は法第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に対する審査	(略)	
(略)		

法第 8 7 条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定による申請に対する完了検査又は法第 8 7 条の 4 において準用する法第 1 8 条第 1 5 項の規定による完了の通知に対する完了検査	(略)	
法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定による申請に対する完了検査又は法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 1 8 条第 1 5 項の規定による完了の通知に対する完了検査	(略)	
4 中間検査申請等手数料		
事務の種類	金額	
法第 7 条の 3 第 1 項の規定による申請に対する中間検査又は法第 1 8 条第 2 1 項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知に対する中間検査	(略)	
5 建築許可等申請手数料		
事務の種類	手数料の名称	金額
1 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は法第 1 8 条第 3 8 項第 1 号若しくは第 2 号(法第 8 7 条の 4 又は法第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に対する審査	(略)	
(略)		

6～10（略）		6～10（略）	
11	建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料	11	建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料
(1)・(2)（略）		(1)・(2)（略）	
(3)	建築物エネルギー消費性能基準適合認定	(3)	建築物エネルギー消費性能基準適合認定
事務の種類		事務の種類	
	建物の用途	区分	評価方法
	床面積の合計		ア 適合証等を添付して申請した場合
金額		金額	
ア以外の場合		ア以外の場合	
(略)		(略)	
備考		備考	
(1) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。		(1) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。	
ア（略）		ア（略）	
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証（ウ及びエにおいて「検査済証」という。）の写し		イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証（ウ及びエにおいて「検査済証」という。）の写し	
ウ～オ（略）		ウ～オ（略）	
(2)（略）		(2)（略）	

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

議 案 第 17 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の改正に伴い、被保険者証等が廃止されることから、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除するほか、徴収猶予の規定を整備するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和５８年松戸市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（徴収猶予） 第２４条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 (1)～(4) （略） 2 （略） （罰則） 第２９条 世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、100,000円以下の過料を科する。	（徴収猶予） 第２４条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 (1)～(4) （略） 2 （略） （罰則） 第２９条 世帯主が法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第２４条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年１２月以後の期間

に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議 案 第 18 号

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

21世紀の森と広場の利便性向上を目的として、21世紀の森と広場南駐車場の供用日を拡大するとともに、同駐車場の料金形態を利用時間に応じたものにするため。

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市駐車場条例（昭和60年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	供用時間	名称	供用時間
(略)		(略)	
21世紀の森と広場南駐車場	(1) 通常期間の休日 午前9時から午後5時まで (2) 夏期の休日 午前9時から午後6時30分まで (3) 冬期の休日 午前9時から午後4時30分まで	21世紀の森と広場南駐車場	(1) 通常期間 午前9時から午後5時まで (2) 夏期 午前9時から午後6時30分まで (3) 冬期 午前9時から午後4時30分まで
21世紀の森と広場西駐車場	(1) 通常期間 午前9時から午後5時まで (2) 夏期 午前9時から午後6時30分まで	21世紀の森と広場西駐車場	
21世紀の森と広場北駐車場	(3) 冬期 午前9時から午後4時30分まで	21世紀の森と広場北駐車場	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
駐車場名	時間の区分	駐車場名	時間の区分
駐車料金		駐車料金	
(略)		(略)	
21世紀の森と広場東第2駐車場	-	21世紀の森と広場東第2駐車場	-
	1回につき500円		1回につき500円

21世紀の 森と広場南 駐車場			21世紀の 森と広場南 駐車場	ニ	最初の1時間まで 10 0円 1時間から2時間まで 200円 2時間から3時間まで 300円 3時間以上(利用時間 が不明な場合を含む。) 500円
21世紀の 森と広場北 駐車場			21世紀の 森と広場北 駐車場	ニ	1回につき500円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議 案 第 19 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域及び名称を別紙のとおり変更する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

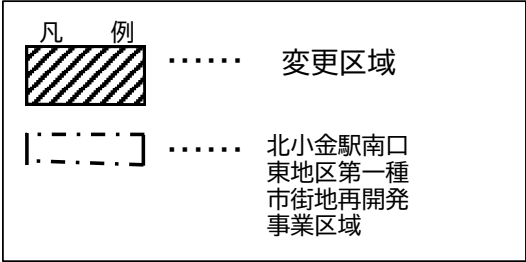
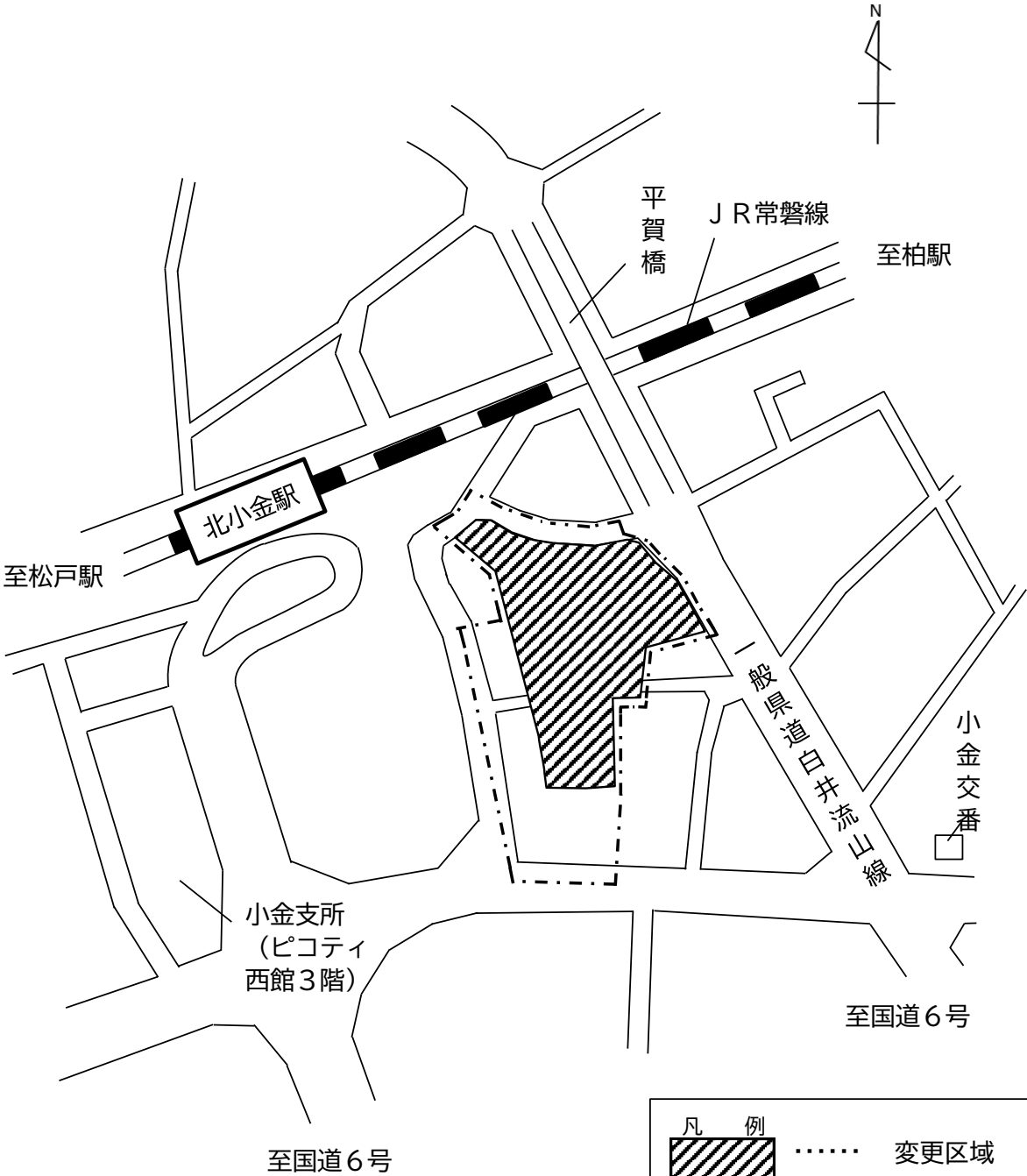
北小金駅南口東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、当該事業区域内の東平賀字向台、東平賀字仲通及び小金きよしヶ丘字一丁目の各一部の区域を小金字天王脇に変更するため。

新		旧		地 番
大字	字	大字	字	
小金	天王脇	東平賀	向台	313の2 313の3 315 の1～315の11 315の1 3 316の1～316の3 3 17の1 317の2 318の 1～318の3 319の1 3 19の2 319の5 319の 6 320の1 320の2
			仲通	245の7 245の8
		小金きよ しヶ丘	一丁目	5の1～5の4 5の6 5の7 5の10 5の11

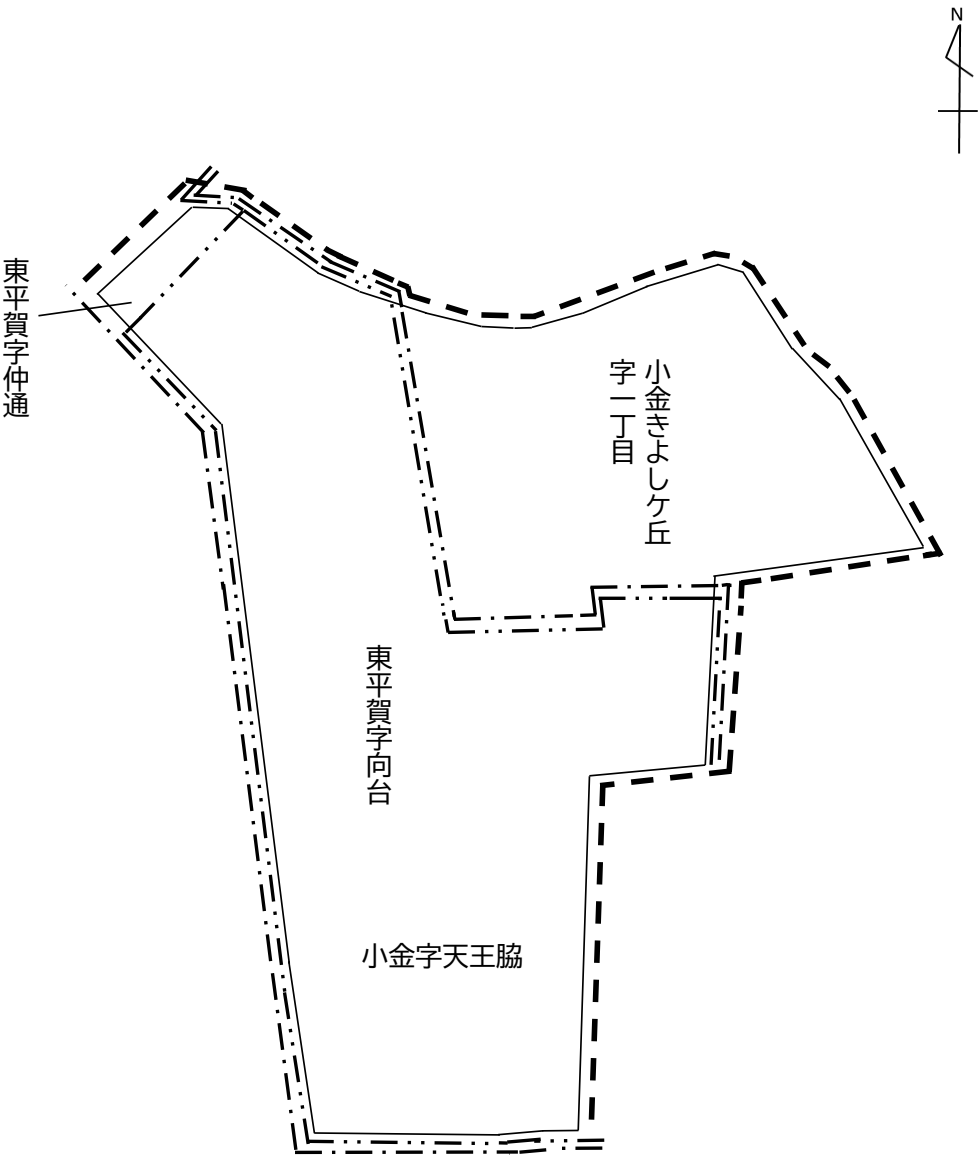
備考

上記土地の表示は、令和6年7月2日現在の登記事項証明書によるものである。

案 内 図



区 域 図



凡 例	
新字名	横書き
旧字名	縦書き
新大字界	— —
旧大字界	- - -
旧小字界	— · · —

議 案 第 20 号

契約の締結について

松戸市立博物館空調設備改修機械設備工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 松戸市立博物館空調設備改修機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 653,400,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 松戸市二ツ木二葉町198番地の2
株式会社早見設備
代表取締役 早 見 政 晃 |

提 案 理 由

松戸市立博物館の老朽化した空調設備を改修するため。

議案第20号参考資料1

1 入札方式 総合評価方式（簡易型）

2 予定価格 598,600,000 円

3 調査基準価格 550,712,000 円

4 失格基準価格 420,569,000 円

5 入札結果

業者名	入札書記載金額	技術評価点	評価値	
株式会社早見設備	594,000,000 円	114.000	1.919191	落札

※評価値＝技術評価点÷入札書記載金額×10,000,000

6 契約金額 653,400,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 59,400,000 円）

松戸市立博物館空調設備改修機械設備工事

1 工事場所 松戸市千駄堀671番地

2 工事概要

(1) 改修建物

ア 建物名称 松戸市立博物館
イ 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
ウ 階数 地上2階、地下1階
エ 延床面積 5,446.73 m²

(2) 工事内容

ア 空調設備

(ア) 展示室用空調機	3基
(イ) エントランス用空調機	1基
(ウ) ラウンジロビー用空調機	1基
(エ) 講堂用空調機	1基
(オ) 収蔵庫用空調機	3基
(カ) 個別空調機	24基

イ 換気設備

排風機	2基
-----	----

ウ 自動制御設備

空調設備改修に伴う自動制御設備の改修を行う。

3 工期

市議会の議決を得た日の翌日から令和8年6月30日まで

議 案 第 21 号

契約の変更について

令和3年松戸市議会9月定例会議案第25号をもって議決された馬橋根木内線（幸谷）道路築造工事の請負契約について、次のとおり変更する。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

契約金額

- | | | |
|---|----------|-----------------|
| 1 | 変更前の契約金額 | 1,734,916,700 円 |
| 2 | 変更後の契約金額 | 1,820,947,700 円 |
| 3 | 変更による増額分 | 86,031,000 円 |

提 案 理 由

馬橋根木内線（幸谷）道路築造工事について、資材価格の急激な高騰に伴い、契約上の単品スライド条項を適用し、契約金額を増額するため。

1 工事名

馬橋根本内線（幸谷）道路築造工事

2 工事場所

松戸市新松戸東5番9地先から松戸市幸谷字宮下728番1地先まで

3 工事概要

(1) 工事概要

松戸都市計画道路3・4・18号馬橋根本内線（道路幅員16.0～19.8m、
車道幅員3.00m及び歩道幅員2.00～2.50m）の築造

(2) 工事内容

工事延長 170.0m

擁壁工：U型擁壁 55.0m

逆T型擁壁 8.0m

重力式擁壁 89.4m 他

函^{きよ}渠工：ボックスカルバート 72.0m

4 契約の相手方

千葉県千葉市中央区新町18番地10

東急建設株式会社 千葉支店

支店長 西 村 伸

5 工 期

令和3年9月28日から令和7年2月26日まで

議 案 第 22 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、広域連合の処理する事務に関する規定の改正について協議するため。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１８年千葉縣市指令第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後														
別表第 1 （第 4 条関係）	別表第 1 （第 4 条関係）														
<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr><tr><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td></tr><tr><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr><tr><td>保険料に関する申請の受付</td></tr><tr><td>上記事務に付随する事務</td></tr></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務	<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr><tr><td><u>資格確認書等</u>の引渡し</td></tr><tr><td><u>資格確認書等</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr><tr><td>保険料に関する申請の受付</td></tr><tr><td>上記事務に付随する事務</td></tr></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	<u>資格確認書等</u> の引渡し	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し															
<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
<u>資格確認書等</u> の引渡し															
<u>資格確認書等</u> の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															